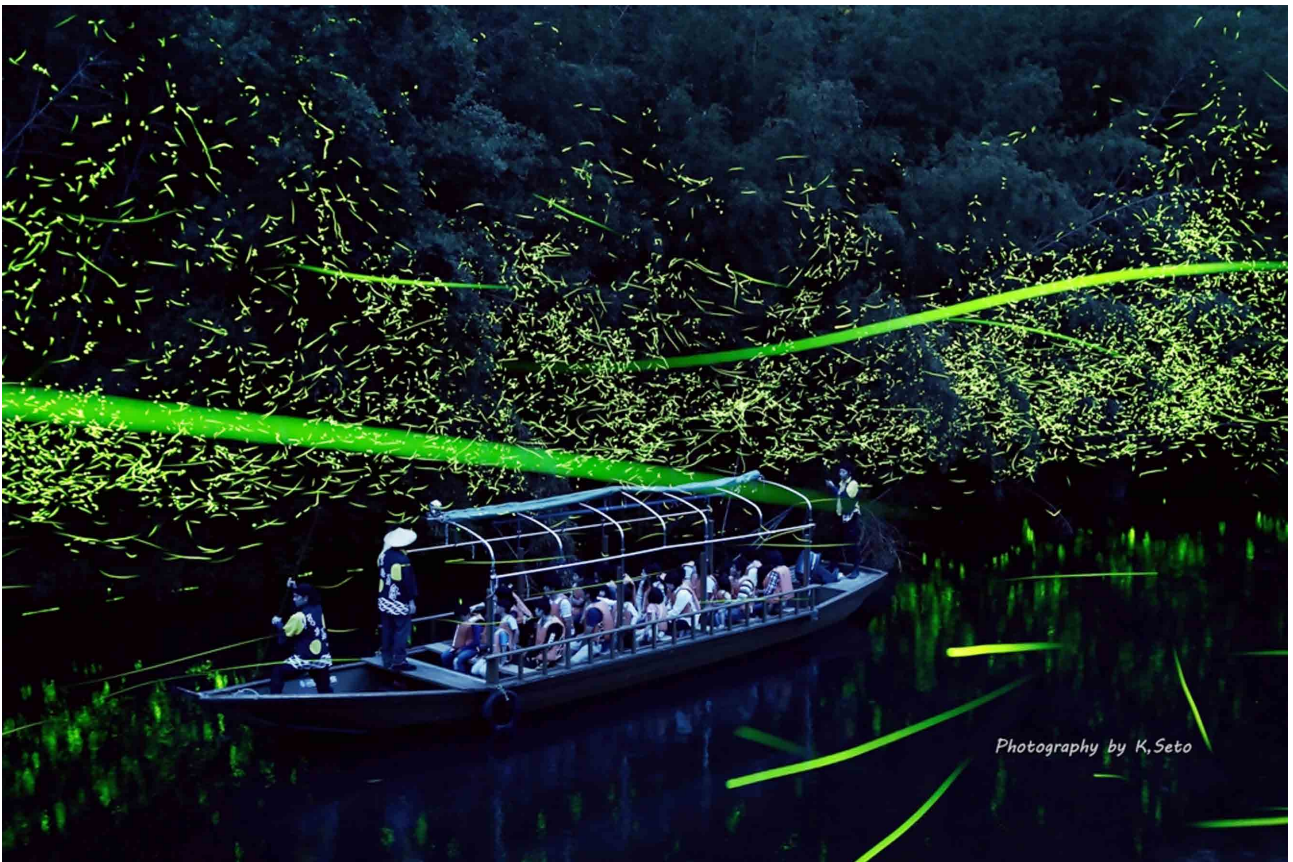


# 治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <https://zensuiren.org/>  
お問い合わせ [info@zensuiren.org](mailto:info@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸



Photography by K,Seto

日本初のホタル舟 写真提供：豊田町観光協会（下関市豊田町）

二級河川木屋川 ホタル舟 豊田町の風物詩。ゆったりとした竿さばきで行く船上では、光の乱舞が目を奪い、幽玄の世界へといざないます。ホタル舟は、6月上旬から（本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。）

## ● 目 次

令和2年度 土砂災害防止月間の実施について.....	2
----------------------------	---

# 令和2年度 土砂災害防止月間の実施について

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

## 1. はじめに

国土交通省及び都道府県は、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を推進し、土砂災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています(図-1)。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県等で土砂災害防止を強力に推し進めることを目的とした、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画等・作文の募集を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所の周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。



(図-1) 令和2年度土砂災害防止月間ポスター

土砂災害の防止及び被害の軽減のためには、①砂防堰堤や擁壁工など砂防関係設備等の整備による土砂災害防止対策の推進、②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定による土砂災害の危険性の周知と危険箇所の増加抑制(開発抑制)、③警戒避難体制の整備や避難の実効性向上等の推進の3つの取り組みが重要です。また、これら3つを柱とした土砂災害対策の推進にあたっては、砂防設

備等の整備における安全対策を徹底するとともに、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」によって行政と住民が常に情報を共有し、日頃から地域コミュニティにおける協力体制の維持・強化を図り、土砂災害対策の理解を深めるとともに地域防災力を向上させることが不可欠ですが、「土砂災害防止月間」における数多くの取組は、行政側、住民側双方にとって、土砂災害防止に対する意識の向上に大きく貢献しています。

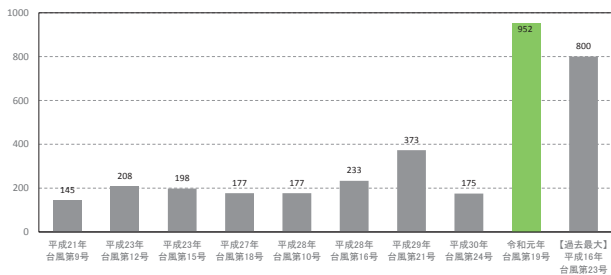
## 2. 令和2年度重点事項

国土交通省では、平成26年8月豪雨による広島での土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務づけました。また、平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づける等の措置を講じました。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生しました。また、同災害では土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫が発生し、社会インフラに対し甚大な被害をもたらすことで、地域住民の社会・経済活動に大きな影響を及ぼしました。さらに、令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し(写真-1)、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録しました(図-2)。



(写真-1) 令和元年東日本台風に伴う豪雨による土砂災害の状況



(図-2) 最近の主な台風による土砂災害発生件数

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表され、住民同士で声をかけ合う等地域の共助により難を逃れた例もありましたが、逃げ遅れによる人的被害も多数発生しました。また、砂防施設が土砂の流出を抑止し、これにより下流域の被害を防いだ事例が複数確認されたものの、その反面、人的被害が発生した箇所の多くは砂防施設が未整備でした。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、今後は、住民主体の防災対策の充実を図ることが必要となってきます。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成することが必要となります。

こうした現状を踏まえ、令和2年度の土砂災害防止

月間においては、幅広い広報の実施や周知の徹底、警戒避難・情報伝達体制の確認、住民参加を主とする諸行事・活動及び砂防関係工事における安全確保に重点を置き、住民や自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体等と連携を図りながら、関係団体の緊密な協力を得て、以下の施策を念頭に置いて実施するものとしています。

- ①土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- ②様々な手法を活用した土砂災害危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域の周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進
- ③住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・避難経路の周知徹底
- ④ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- ⑤土砂災害警戒情報が発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- ⑥大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認
- ⑦防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進
- ⑧砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- ⑨砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- ⑩砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の底

### 3. 主な実施内容

具体的には、それぞれの地域において、国、都道府県、市町村がそれぞれ連携し、以下について取り組むこととしています。

(1) 土砂災害防止「全員の集い」の開催  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止します。

(2) 土砂災害防止功労者表彰  
土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰  
全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します(図-3)。



(図-3) 令和元年度土砂災害防止に関する絵画・作文入賞作品(小学生の部・国土交通大臣賞)

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

- ① 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行います。
- ② 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や「土砂災害110番」等の防災情報窓口の周知を実施します。
- ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します。

(5) 土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施  
ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知します(写真-2)。その際、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意します。

また、土砂災害の実態等を踏まえ、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直すとともに、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする「次善の策」について検討を行います。



(写真-2) 土砂災害警戒区域の現地表示看板の例

(6) 令和2年度「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」の実施

土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促します。更に、地域で避難する共助の取り組み(家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する避難の声かけ等)を構築するべく、防災体制強化のための啓発活動等を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図ります(写真-3)。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多数の参加者が一か所に集まる避難訓練等を中止し、可能な範囲で情報伝達訓練や啓発活動等を実施します。



(写真-3) 令和元年度土砂災害防止月間における「避難の声かけ訓練」実施状況

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。また、砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。また、これらの活動を通じて、防災リーダーを育成します。

(8) インフラツーリズムやSNSを活用した情報発信等  
土砂災害を未然に防止するためのハード・ソフト両面の取り組みについて、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学による講義、インターネットを通じたSNSによる情報発信等、幅広く広報を実施します(写真-4)。



(写真-4) 砂防施設を活用したインフラツーリズムの事例

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設における避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握します。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、要配慮者にかかる警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します(写真-5)。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。



(写真-5) 令和元年度土砂災害防止月間における  
砂防施設の点検状況

#### 4. 終わりに

土砂災害の被害を低減するためには、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」、地域における「共助」が重要です。特に、地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

(参考) 土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)  
<がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)>